

作成に関するガイドンス

1. 医学的事項

- ① DNR とは、あらゆる CPA(心肺停止)に対して、(原疾患以外の不測の別な原因で CPA が起きたとしても) CPR(心肺蘇生術)を望まないことです。
- ② 患者に意思決定能力があれば、原則として患者の意向を尊重してください。

2. 作成の手続きについて

- ① 患者本人・家族（関係者）および医療ケアチーム内で十分なコミュニケーションがなされていますか？
- ② 今後の医療について、患者本人の意思は尊重されていますか？
- ③ 患者本人が意思表示できない場合の代理判断、家族および近親者の考えを尊重していますか？

・ 代理判断者について

患者本人の自己決定が基本ですが、本人が意思表示できない場合には、家族等が代理判断をします。

代理判断者には、surrogate(代理判断をする人一般)と proxy(本人が指名した人)があり、後者がより適切であると言えます。

・ 代理判断の内容の適切性について

主治医等は、代理判断者が適切な判断ができるように支援をします。

代理判断者が「患者のかつての願望」「患者の価値観に基づいて推定された願望」「患者の最善の利益」「代理判断者の願望」について、適切に区別できるように支援することが重要です。「代理判断者の願望」は「患者の願望」を上回るものではありません。

- ④ 意思決定のプロセス、決定事項についての記録は適切になされていますか？

⑤ 当院での運用

- ・ 医師：病棟で [コード確認書] を入手し作成。医師指示に決定事項と日付を記載し、病棟リーダーに連絡する。[コード確認書] は、複写 1 を患者・代理判断者に渡し、その他は病棟クラーク(夜間・休日は病棟リーダー)へ渡す。
- ・ 病棟クラーク：[コード確認書] を受け取ったら、医療情報管理室へ連絡。原本は紙カルテに保管し、複写 2 は医療情報管理室へ届ける。
- ・ 医療情報管理室：[コード確認書] をスキャナで電子カルテに取り込む。

3. 作成後の配慮

- ① 患者・代理判断者と定期的に話し合いをもち、決定内容についての再評価と変更・更新をしてください。
- ② 患者の尊厳に配慮し、必要な医療やケアを提供することを妨げてはなりません。